

2011年（平成23年）12月12日

第二東京弁護士会
会長 澤井英久

商業・法人登記制度に関する意見書

第1 意見の趣旨

商業登記規則第61条第3項を改正し、取締役会設置会社における取締役及び監査役設置会社における監査役についても、設立ないし就任時の登記の申請書には、当該取締役及び監査役が就任の承諾をした事実を証する書面（承諾書等）の印鑑につき、市町村長の作成した証明書（印鑑証明書）を添付しなければならないこととすべきである。

第2 意見の理由

1 現状とその問題点について

(1) ここ数年、株式会社の法人格及び商業・法人登記の制度並びに信用力を悪用した業者による被害（例えば未公開株商法、社債商法等）が増加している。

例えば、国民生活センターが発表している統計¹によると、以下のとおり、P I O-N E Tに寄せられた未公開株商法による相談件数は順次増加しており、未だ減少の傾向がみられない（なお、国民生活センターが発表している相談件数は実際の被害件数のごく一部に過ぎない）。

年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011
相談件数	4,073	2,616	3,071	6,115	8,536	2,782（前年同期 2,364）

（独立行政法人国民生活センター調べ）

これら未公開株商法、社債商法等は、当該株式及び社債を発行する株式会社の存在を前提としており、商業・法人登記の効果として

¹ 相談件数は2011年8月31日現在。
http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/mikoukai.html

得られる信用力等を利用した悪質な商法であることは、多言を要さない。なお、会社として違法な取引を組織的に行う例は、これら未公開株商法、社債商法だけにとどまらない。

- (2) 従前の商法では、株式会社の代表取締役以外の取締役及び監査役の氏名及び住所は、そもそも登記事項になっていた（旧商法第188条第2項第7号）。

しかし、法制審議会が、昭和37年2月2日に「商法の一部を改正する法律案要綱」で「株式会社の代表取締役以外の取締役及び監査役の登記は、簡素化すること」としたことに基づき、商業登記規則が改正され（昭和39年3月11日法務省令第23号）、代表取締役以外の取締役及び監査役の登記については氏名のみの登記と住所の表記は省略することとされた（昭和37年2月28日、旬刊商事法務研究臨時増刊号、法務省民事局参事官法制審議会商法部会幹事上田明信）。

したがって、現行の商業登記規則（昭和39年3月11日法務省令第23号）第61条第2項では、「設立（合併及び組織変更による設立を除く。）の登記の申請書には、設立時に取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。取締役の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書に添付すべき取締役が就任を承諾したことを証する書面の印鑑についても、同様とする。」と定めているが、他方で同条3項は「取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中『設立時取締役』とあるのは『設立時代表取締役又は設立時代表執行役』と、同項後段中『取締役』とあるのは『代表取締役又は代表執行役』とする。」としており、株式会社における代表取締役以外の取締役及び監査役については、登記制度上、その氏名及び就任の意思の真実性の担保がなされていないばかりでなく、取締役や監査役に就任したとされる人物の実在性や住所による人物の特定さえできないものとなっている。

- (3) その結果、違法な取引を組織的に行っている株式会社の被害者（債権者）が、その取締役及び監査役に対し、会社法第429条に基づく損害賠償請求等を行おうとしても、当該取締役及び監査役の住所が不明で訴状等の送達もできなかつたり、極めて悪質なケースにお

いては取締役就任の承諾書等を閲覧して訴状等を送達しようとしても、当該取締役の氏名及び住所が偽名であったりするケースなどが散見されるようになっている。

また従来から、適正な選任手続を経ているが業務には一切関知しない、いわゆる名目的取締役・名目的監査役等の問題は存在していたが、違法な取引を組織的に行っている株式会社においては、それだけでなく被告とされた取締役や監査役から、「自分は取締役や監査役に就任した事実はない」、「名前を勝手に使われた」など、就任された事実ないしその意思がないという答弁がなされるケースなども多数みられるようになっている。

2 商業登記規則改正の必要性和許容性について

(1) 会社の取締役及び監査役は、職務を行うについて悪意又は重大な過失があった場合、それにより損害を被った第三者に対して損害賠償責任を負うことが規定されているのであるから（会社法第429条）、そのような場合に民事訴訟手続による責任追及を可能にするための制度が具備されるべきであることは当然である。そのためには、当該取締役及び監査役に対して、就業場所送達等の方法により訴状等を送達することだけでは足りず、将来の執行等を実行あらしめるものとするためにも、被害者が訴訟等を提起しようとする取締役及び監査役等の住所を知り、実在性等を確認できるようにすることが必要である。しかも現行の制度では、当該取締役及び監査役について偽名での登記も可能であり、現にそのような事案が生じてしまっているところ、かかる事態は会社法及び商業登記法等の許容するところではないはずである。

また、当該会社が違法取引に加担するような悪質な会社でない場合においても、会社の取締役ないし監査役でありながら、その地位と責任について自覚のない者が就任登記される事態は決して望ましいものではないのは当然であり、ましてや取締役ないし監査役に就任された事実ないしその意思がない者についてその就任登記がなされるような事態が放置されることは、取引の安全を制度趣旨とする商業登記制度の趣旨にも悖る。

したがって、取締役及び監査役について、その住所や実在性を担

保し、その就任の意思を確認して、会社法が規定する本来の職務を行わせるべくその自覚を促すために、就任時に印鑑証明書の添付を必要とすることは有用であると考えられる。

(2)他方で、代表取締役以外の取締役及び監査役の登記について住所を省略することとしたのは、登記実務の円滑、煩雑さの回避のためであるとされるところ、就任の際に印鑑登録証明書の添付を義務付けることは、それほど事務の煩瑣を強いるものとは思われない（任期満了による再任（重任）の場合には、従前の代表取締役の例と同様、再度の印鑑登録証明書の添付は不要としてよい）。

また株式会社については、平成18年5月1日から施行された「会社法」（平成17年法律第86号）及び関係法律の整備法である「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「会社法整備法」という。）により、最低資本金制度が撤廃されて、その設立がより容易になった上、会社の機関設計も柔軟なものとなった。すなわち、取締役の人員は取締役会設置会社でなければ1名で足りるものとされ、一定の条件下では監査役を置かないことも選択できるものとされたし（会社法第326条等）、取締役等の任期についても10年以下とすることができるようになった（会社法第332条第2項）。

このような制度下において、取締役及び監査役の就任の際に印鑑登録証明書の添付を義務付けることが、会社制度を利用する者にさほどの煩瑣を強いるものとは思われないし、最低資本金制度を撤廃するなどして設立が容易とされたこととの対比でみれば、かかる書面を必要とすることが過度な負担を課すものということもできない。

(3)なお、平成21年3月31日に閣議決定された規制改革推進のための3か年計画（再改訂）では、「会社の登記における代表取締役等の非公開化の容認」として、会社を代表する取締役・社員等の住所について法務局への届出は行いうが、訴訟手続等正当な目的のための開示を除き、非公開にすることを選択できる等の措置について検討すべきものとされている（Ⅲ法務イ⑤）。これは、プライバシー保護の要請が高まっていることに鑑みて、現在の制度下でも登記事項とされている代表取締役の住所について、登記事項としないことを選択できる制度の導入を検討するものであると思われるが、登記

事項として非公開とすることと承諾書等の登記手続に当たって印鑑登録証明書を添付させることを義務付けることは別異の問題である。登記申請書類を第三者が閲覧するに当たっては、その申請書には利害関係を明らかにする事由を記載することが必要であり（商業登記規則21条第2項）、実務上その疎明をすることも求められるのであるから、印鑑登録証明書を添付させても、取締役及び監査役のプライバシーが不当に侵害されることにはならない。

第3 結論

以上のとおりであるから、請求の趣旨記載のとおり、商業登記規則第61条第3項を改正し、取締役会設置会社における取締役及び監査役設置会社における監査役についても、設立ないし就任時の登記の申請書には、当該取締役及び監査役が就任の承諾をした事実を証する書面（承諾書等）の印鑑につき、市町村長の作成した証明書（印鑑証明書）を添付しなければならないこととすべきである。

以上